

許可申請者 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ の住所、生年月日等に関する調書

住 所	福島県福島市宮代字植田前50-4		
氏 名	深田 祐次朗	生 年 月 日	昭和 59年 9 月 7 日生
役 名 等	取締役（常勤）		
賞	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
罰			
上記のとおり相違ありません。			
平成 28 年 5 月 13 日		氏 名 深田 祐次朗	



記載要領

- 「 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ 」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

健康保険等の加入状況

株式会社誠電社

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
本店	16人 (1人)	1	1	1	健康保険	01セウ08677
					厚生年金保険	01セウ08677
					雇用保険	07301930172119
	人 (人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 (人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 (人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	16人 (1人)					

記載要領

- 「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二に記載した順に記載すること。
- 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
- 「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。

保険料納入告知額・領収済額通知書

1911

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日(納付期限)前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所整理記号 01セウエ		事業所番号 08677	
納付日の年月 平成28年 2月		納付期限 平成28年 3月31日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
796320	1229483	10344	
合 計 額		¥2,036,147 円	

平成28年 1月分保険料			領収日 平成28年 2月29日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
1076968	1730450	14559	
合 計 額			¥2,821,977 円

平成28年 3月22日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長
(日本年金機構
東北福島
年金事務所)



960-8218 福島市 高野河原下
19-15

株式会社 誠電社

様



(裏面へつづく)

労働保険料等領収書

下記金額を領収いたしました。

平成 27年 6月 23日

7/28(火)

960-8218



取扱金 融機関	
預金種目 口座番号	振替日 27/06/23

福島市高野河原下19-15

労働保険料番号 0029 07301930172-119

株式会社 誠電社

代表取締役 渡辺 誠 殿

内訳 26年度確定 27年度概算 1期分

種別	金額	
	適用区分	末尾コード
労働 保険 料	一元適用事業	0(1)
		2(3)
		4
二元適用事業		5
		6(7)
一般拠出金		189
会費		17280
領収額計		¥417861

960-0111

福島県福島市丸字町2-3

労働保険事務組合

ふくしま社会労働福祉協会

会長 末戸 宏行

TEL 024-554 -2065



労働保険料等納入通知書

960-8218
 福島市高野河原下19-15
 株式会社 誠電社
 代表取締役 渡辺 誠 殿

労働保険番号 290001

府 県	所 掌	管 轄	基 幹	番 号	枝 番 号
07	30	19	30	17	2119

0029
 [他番号]
 175-197

金 ¥ 408732

上記金額を 年 月 日までに当事務組合に納入してください。

なお、さきの口座振替契約により納入される場合は、ご指定の口座から

第1期分(上記金額)は 6月 23日・第2期分は 月 日・

第3期分は 月 日に引き落しさせていただきますのでご承知ください。

平成 27年 6月 4日

労働保険事務組合
 ふくしま社会労働福祉協会
 会長 宍戸 宏行



TEL 024-554-2065

平成 27年度 期別納付額

項目 期別	確定保険料		概算保険料 (円)	保険料計 (円)	一般拠出金 (円)	会 費 予備欄 (円)	納 付 額 合 計 (円)
	不足額 (円)	充当額 (円)					
第1期	141966		258126	400092	27.6/27 3380 408.732	8640	408732
第2期			258126	258126	27.19/30 266.766	8640	266766
第3期			258126	258126	28.1/26 266.766	8640	266766
合 計	141966		774378	916344		25920	942264

算出方法

平成 26年度 確定保険料				平成 27年度 概算保険料			
賃 金 総 額 (千円)	料 率	確定保険料 (円)		賃 金 総 額 (千円)	料 率	概算保険料 (円)	
労 災				労 災			
特別加入				特別加入			
雇 用	46932	16.500	774378	雇 用	46932	16.500	774378
合 計			774378	合 計			774378
申告済概算保険料			632412				
差 引			141966				
一般 拠出金	賃 金 総 額	料 率	一般拠出金額 (円)				

還付額 0

事業主用

専有部分の家屋番号	19-15-1 19-15-2		
表題部 (一棟の建物の表示)	調製	平成9年9月25日	所在図番号 余白
所在	福島市高野河原下 19番地15、19番地16		余白
① 構造	② 床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕
鉄骨造陸屋根3階建	1階	128.88	〔平成8年12月25日〕
	2階	128.88	
	3階	122.04	
余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年9月25日

表題部 (専有部分の建物の表示)	不動産番号	3800000443447	
家屋番号	高野河原下 19番15の2		余白
① 種類	② 構造	③ 床面積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	鉄骨造1階建	3階部分 116.82	平成8年12月20日新築 〔平成8年12月25日〕
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年9月25日
所有者	福島市東浜町18番7号プレイヤーセブン東浜I202 長谷川 薫		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成9年1月9日 第552号	所有者 福島市高野河原下19番地の15 長谷川 薫 順位1番の登記を移記
	付記1号 1番登記名義人住所変更	平成23年4月8日 第7093号	原因 平成13年9月10日住所移転 住所 伊達市保原町大泉字前原内80番地2 代位者 福島市 代位原因 平成23年4月8日滞納処分の差押
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年9月25日
2	差押	平成23年4月8日 第7094号	原因 平成23年4月8日差押 債権者 福島市
3	2番差押登記抹消	平成23年10月7日 第18969号	原因 平成23年10月7日解除
4	所有権移転	平成23年10月7日 第19001号	原因 平成23年10月7日売買 所有者 福島市宮代字植田前27番地の11 株式会社 誠電社
	付記1号 4番登記名義人住所変更	平成25年1月9日 第345号	原因 平成23年12月16日本店移転 本店 福島市高野河原下19番地の15

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成9年1月9日 第555号	原因 平成8年8月9日金銭消費貸借平成9年1月6日設定 債権額 金5,300万円 利息 年4・925% (年365日日割計算) 損害金 年18・25% (年365日日割計算) 債務者 福島市高野河原下19番地の15 長谷川 薫 抵当権者 福島市万世町1番5号 福島信用金庫 (取扱店 東支店) 共同担保 目録(イ)第8785号 順位1番の登記を移記
2	根抵当権設定	平成9年1月9日 第556号	原因 平成9年1月6日設定 極度額 金2,600万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手債権 債務者 福島市高野河原下19番地の15 有限会社東北設備 根抵当権者 福島市万世町1番5号 福島信用金庫 (取扱店 東支店) 共同担保 目録(イ)第797号 順位2番の登記を移記
付記1号	2番根抵当権元本確定	平成23年7月8日 第12939号	原因 平成23年4月6日確定
付記2号	2番根抵当権一部移転	平成23年8月22日 第15670号	原因 平成23年8月22日一部代位弁済 弁済額 金738万5,418円 根抵当権者 福島市三河南町1番20号 福島県信用保証協会
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年9月25日
3	根抵当権設定	平成23年10月7日 第19004号	原因 平成23年10月7日設定 極度額 金3,600万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手債権 債務者 福島市宮代字植田前27番地の11 株式会社誠電社 根抵当権者 福島市万世町1番5号 福島信用金庫 (取扱店 瀬上支店) 共同担保 目録(イ)第5433号
付記1号	3番根抵当権変更	平成25年1月9日 第346号	原因 平成23年12月16日本店移転 債務者 福島市高野河原下19番地の15 株式会社誠電社
4	1番抵当権抹消	平成23年10月12日 第19237号	原因 平成23年10月7日弁済
5	2番根抵当権抹消	平成23年10月12日 第19238号	原因 平成23年10月7日解除

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成28年5月10日
福島地方法務局

登記官

加藤 英 幸



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D83518 (1 / 1)

3 / 3

専有部分の家屋番号	19-15-1 19-15-2			
表題部 (一棟の建物の表示)	調製	平成9年9月25日	所在図番号 余白	
所在	福島市高野河原下 19番地15、19番地16		余白	
① 構造	② 床面積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
鉄骨造陸屋根3階建	1階	128	88	〔平成8年12月25日〕
	2階	128	88	
	3階	122	04	
余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年9月25日	

表題部 (専有部分の建物の表示)	不動産番号	3800000443446			
家屋番号	高野河原下 19番15の1		余白		
① 種類	② 構造	③ 床面積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
事務所・倉庫	鉄骨造2階建	1階部分	124	95	平成8年12月20日新築 〔平成8年12月25日〕
		2階部分	124	95	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年9月25日	
所有者	福島市高野河原下19番地の15 有限会社東北設備				

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成9年1月9日 第553号	所有者 福島市高野河原下19番地の15 有限会社東北設備 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成9年9月25日
<u>2</u>	<u>差押</u>	<u>平成23年3月4日</u> <u>第4894号</u>	原因 <u>平成23年3月4日差押</u> 債権者 <u>福島市</u>
3	2番差押登記抹消	平成23年10月7日 第18970号	原因 平成23年10月7日解除
4	所有権移転	平成23年10月7日 第19003号	原因 平成23年10月7日売買 所有者 <u>福島市宮代字植田前27番地の11</u> 株式会社誠電社
付記1号	4番登記名義人住所変更	平成25年1月9日 第345号	原因 平成23年12月16日本店移転 本店 福島市高野河原下19番地の15

権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成9年1月9日 第555号	原因 平成8年8月9日金銭消費貸借平成9年1月6日設定 債権額 金5,300万円 利息 年4・925%(年365日日割計算) 損害金 年18・25%(年365日日割計算) 債務者 福島市高野河原下19番地の15 長谷川 薫 抵当権者 福島市万世町1番5号 福島信用金庫 (取扱店 東支店) 共同担保 目録(イ)第8785号 順位1番の登記を移記
2	根抵当権設定	平成9年1月9日 第556号	原因 平成9年1月6日設定 極度額 金2,600万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手債権 債務者 福島市高野河原下19番地の15 有限会社東北設備 根抵当権者 福島市万世町1番5号 福島信用金庫 (取扱店 東支店) 共同担保 目録(イ)第797号 順位2番の登記を移記
付記1号	2番根抵当権元本確定	平成23年7月8日 第12939号	原因 平成23年4月6日確定
付記2号	2番根抵当権一部移転	平成23年8月22日 第15670号	原因 平成23年8月22日一部代位弁済 弁済額 金738万5,418円 根抵当権者 福島市三河南町1番20号 福島県信用保証協会
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年9月25日
3	根抵当権設定	平成23年10月7日 第19004号	原因 平成23年10月7日設定 極度額 金3,600万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手債権 債務者 福島市宮代字植田前27番地の11 株式会社誠電社 根抵当権者 福島市万世町1番5号 福島信用金庫 (取扱店 瀬上支店) 共同担保 目録(イ)第5433号
付記1号	3番根抵当権変更	平成25年1月9日 第346号	原因 平成23年12月16日本店移転 債務者 福島市高野河原下19番地の15 株式会社誠電社
4	1番抵当権抹消	平成23年10月12日 第19237号	原因 平成23年10月7日弁済
5	2番根抵当権抹消	平成23年10月12日 第19238号	原因 平成23年10月7日解除

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成28年5月10日
福島地方法務局

登記官

加藤英幸







